

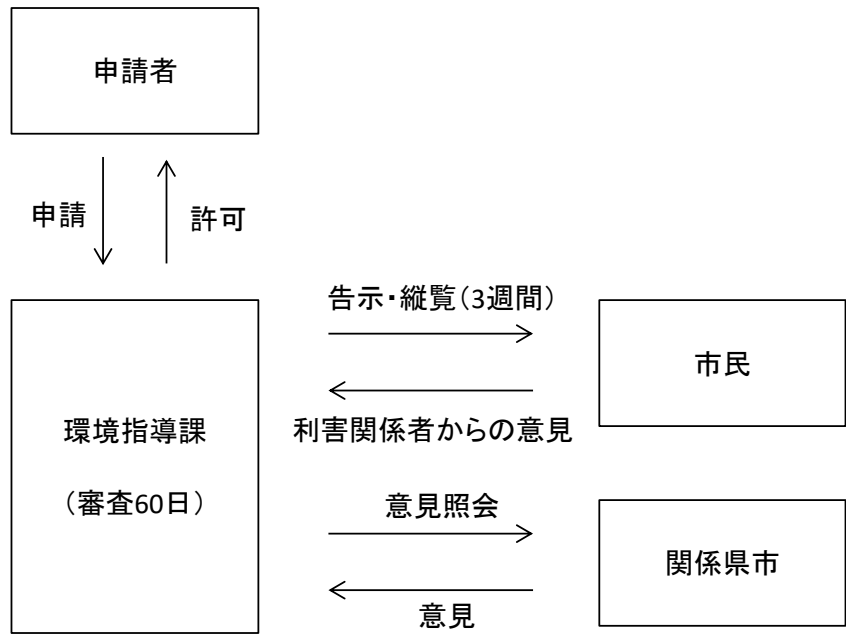
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 2

処 分 名	特定施設の構造等の変更許可	
処 分 の 概 要	申請に基づいて、特定施設の変更の許可をする。	
根 拠 法 令 名	瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)	
条 項	第8条第1項	
所 管 課	環境指導課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	60日	
標 準 処 理 期 間	計	60日
審 査 基 準	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第5項及び第6項に基づく意見を参考の上、第8条第3項に該当することを基準とする。 【根拠法令等】 瀬戸内海環境保全特別措置法 第五条 関係府県の区域(政令で定める区域を除く。)において工場又は事業場から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項 に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に水を排出する者は、特定施設(同条第二項 に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第十二条第一項第六号 に規定する水質基準対象施設をいい、水質汚濁防止法第二条第二項 に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第六号 に規定する水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水(以下「排水」という。)の一日当たりの最大量が五十立方メートル未満である場合における当該特定施設その他政令で定めるものを除く。以下同じ。)を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、府県知事の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を府県知事に提出しなければならない。 一 ～八(略) 3 (略) 4 府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その概要を告示するとともに、前項の書面をその告示の日から三週間公衆の縦覧に供しなければならない。 5 府県知事は、前項の告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該特定施設の設置に関し環境保全上関係がある他の関係府県の知事及び市町村の長に通知し、期間を指定して当該関係府県知事及び当該市町村長の意見を求めなければならない。 6 第四項の告示があつたときは、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該府県知事に、第三項の事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。 7 (略) 第六条 府県知事は、前条第一項の申請に係る特定施設が次の各号のいずれかに該当するものであると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 廃棄物の処理を目的とする工場又は事業場に係るものであること。 二 当該特定施設からの汚水等の排出が瀬戸内海の環境を保全する上において著しい支障を生じさせるおそれがないものであること。 2 府県知事は、前条第一項の許可の申請に係る特定施設が前項第一号に該当する場合においても、同条第一項の許可については、当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響について十分配慮しなければならない。 第八条 第五条第一項の許可を受けた者は、その許可に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、府県知事の許可を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定める事項を記載した申請書を府県知事に提出しなければならない。 3 第五条第三項から第七項までの規定は第一項の許可の申請があつた場合(環境省令で定める場合を除く。)に、第六条の規定は同項の許可の申請があつた場合に準用する。 瀬戸内海環境保全臨時措置法の施行について(S49環水規第5号) 瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について(S54環水規第99号)	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※申請書の受付時に、許可の予定日を申請者にお知らせする。

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。